

# 附 表

- 附表 1－1 林業・木材産業循環成長対策事業  
【（４－１）先進的な林業機械等の整備】
- 1－2 林業・木材産業循環成長対策事業  
【木材加工流通施設等の整備】
- 1－3 林業・木材産業循環成長対策事業  
【木質バイオマス利用促進施設の整備】
- 1－4 林業・木材産業循環成長対策事業  
【特用林産振興施設等の整備】
- 1－5 林業・木材産業循環成長対策事業  
【木造公共建築物等の整備】
- 1－6 林業・木材産業循環成長対策事業  
【木材流通施設復旧対策】
- 1－7 林業・木材産業循環成長対策事業  
【きのこ生産施設等復旧対策】
- 2 林業・木材産業循環成長対策事業の事業種目等

附表1-1

1 林業・木材産業循環成長対策事業【(4-1)先進的な林業機械等の整備】

【林業機械作業システム整備】 事業内容:森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な先進的な林業機械等を導入

目標	メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	交付率 (以内)	事業実施主体				備考
							①	②	③	④	
							市町村	森林整備	選定経営体	るいへし庁及森支林1律律促劣す械広 うへて長び林援業1第へ進働るの域 。※下認官知組セ劣条4平に力も整利 1め等事合ン働に5成開のの備用 に特るとが連タ力基号8寸確へを林 限認団協林合1確づ年る保林実業 と団体議野会、保く第法法の業施機	
安定供給体制の整備推進	先進的な林業機械等の整備	04林業機械作業システム整備	林業機械導入 【造林保育型】 【素材生産型】	先進的な林業機械等	—	国	1/3	1/3	1/3	—	機械及び附帯施設の交付率は、13/30以内とする。ただし、次の(ア)から(エ)の場合にあってはこの限りではない。 (ア)ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブブル、タワーヤーダ、架線式グラブブルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローンの交付率は、それぞれ5/10以内。 (イ)林業用四輪駆動ダンプトラックの交付率は、7/20以内とする。 (ウ)【素材生産型】において次の①から③までを全て満たす者は、交付率を6/10以内とする。 ①林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 ②年間5,000m <sup>3</sup> 以上の素材生産実績があり、目標年度までに9,000m <sup>3</sup> 以上の素材生産量を達成できること。 ③目標年度までに県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること。 (エ)新たに造林事業を開始する者の交付率は6/10以内。
						県	10/100	10/100	10/100	—	
				広域利用林業機械	国	1/3	1/3	1/3	1/3		
					県	10/100	10/100	10/100	10/100		
				単独・広域併用機械	国	1/3	1/3	1/3	1/3		
					県	10/100	10/100	10/100	10/100		

(1) 採択基準

- ① 機械の規模、性能等が受益範囲、利用計画等からみて適正であること。
- ② 1事業費は、おおむね500万円以上とする。ただし、【造林保育型】において、ヘッドのみを導入する場合及び林業用資材運搬ドローンを導入する場合の1事業費は、おおむね100万円以上とする。
- ③ 【造林保育型】において、素材生産に用いる機能も有する機械（グラブブル、林内作業車等）を導入する場合の1事業費は1,500万円以下とする。
- ④ 【造林保育型】については、受益範囲において、地拵え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数の目標又は苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数の目標が、原則として県の目標値以下であること又は目標値の縮減率以上であること。  
ただし、新たに造林事業を開始する者で人工数の現状値がない場合は、県の目標値の1.2倍（小数点以下第2位を四捨五入）を現状値とする。
- ⑤ 【素材生産型】については、受益範囲において、素材生産量若しくは素材生産性の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。
- ⑥ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械については、自己使用分及び広域利用分を年度単位で合計した実績（以下「年度合計実績」という。）が、【造林保育型】の単独・広域併用機械においては④の要件を、【素材生産型】の単独・広域併用機械においては⑤の要件をそれぞれ満たすものとする。  
ただし、自己使用分は年度合計使用期間の過半を超えるものであること。
- ⑦ 事業実施主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。  
ただし、広域利用林業機械又は単独・広域併用機械については、貸付先が上記要件を満たしていること。  
なお、すでに労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあっては、この限りではない。
- ⑧ 【素材生産型】については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある林業機械等（以下、「既整備林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により林業機械等を導入することは、原則として、既整備林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオまで（素材生産量の現状値が10,000m<sup>3</sup>/年未満の事業実施主体において、既整備林業機械等の所有台数が3台未満である場合は次のイからオまで）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。  
ア 追加事業実施年度前における先進的な林業機械等整備事業による直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備林業機械等における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。

ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。

エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること。

オ 資金の調達が確実であること。

## (2) 細則

### ① 事業の実施について

#### ア 【造林保育型】

造林、保育等の成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

#### イ 【素材生産型】

合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

#### ウ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械

【造林保育型】の単独・広域併用機械においてはアを、【素材生産型】の単独・広域併用機械においてはイをそれぞれ満たすものであること。

#### エ 新たに造林事業を開始する者

事業実施年度までの直近3年以内（事業実施年度の前年度から起算して連続する過去3年度間）に造林事業（地拵、植付、下刈等）を実施する経営体を立ち上げ、又は既存の経営体において新たに造林事業を実施する体制を整備した場合で次の（ア）から（エ）までの要件を満たすものであること。

（ア）造林に取り組む能力・体制を有していることを知事が認めていること。

（イ）目標年度までに県における林業経営体の1作業班当たりの平均造林面積以上の造林を実施すること。

（ウ）事業完了後3年以内に選定経営体になること。なお、既に素材生産を行う選定経営体として公表されている経営体が新たに造林事業を実施する体制を整備した場合には、

（ア）及び（イ）の要件を満たすこととし、県で定める選定経営体の基準に基づき改めて審査を受け、事業完了後3年以内に公表されること。

（エ）工種が先進的な林業機械等であること（広域利用林業機械及び単独・広域併用機械は認めない）

#### オ 事業実施主体の特認団体（※1）について

事業目的に資するものとして知事が林野庁長官へ協議して認める団体とする。

### ② 工種別要件について

#### ア 【造林保育型】

##### （ア）先進的な林業機械等

（1）の④に加え、機械導入の翌年度までに、

a 地拵えについては、1haの実施に要する人工数が「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下、「森林環境保全整備事業単価通知」という。）において定める地拵え（刈払い機）の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

b 下刈りについては、1haの実施に要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める下刈り（全刈り）の作業工程の特殊作業員及び普通作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

c 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が「標準歩掛」において定める森林整備苗木運搬の運搬距離と作業日当たり標準作業量から算出される作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

##### （イ）広域利用林業機械

効率的な森林整備や生産性の向上のために、林業生産活動等に積極的に取り組む林業経営体又は今後積極的に取り組む意思のある林業経営体に対して貸付けを行うものであり、次の要件を全て満たすものとする。

a 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

b 事業実施主体は、施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。

c 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者（e及びfにおいて以下「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

d 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（県等による補助を含む。））／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

e 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

f 受益戸数は、利用者数とし、5戸以上であること。

#### イ 【素材生産型】

##### （ア）先進的な林業機械等

（1）の⑤に加え、次の要件を全て満たすものとする。

- a 次のa又はbのいずれかの要件を満たす者であって、施業集約化等による素材生産量、素材生産性の増加に伴う先進的な林業機械等の導入であること。
  - (a) 年間3,000m<sup>3</sup>以上の素材生産実績を有すること。
  - (b) 機械導入の翌年度までに3,000m<sup>3</sup>以上の素材生産量を達成できること。
- b 協定等により出荷先が確保されていること。

(イ) 広域利用林業機械

アの(イ)に準ずる要件に加え、協定等により出荷先が確保されていること。

ウ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械

【造林保育型】の単独・広域併用機械においては、年度合計実績がアの(ア)の要件を満たすものであること。また、広域利用するときはアの(イ)の要件を満たすものとするが、アの(イ)のfの要件は除くものとする。

【素材生産型】の単独・広域併用機械においては、年度合計実績がイの(ア)の要件を満たすものであること。また、広域利用するときはイの(イ)の要件を満たすものとするが、アの(イ)のfの要件は除くものとする。

③ 労働安全対策、持続的な林業経営の確立等に関する以下の項目に取り組むこととする。

ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知)に基づく措置を実施すること。

イ 県等が実施する、林業の多様な担い手の育成メニューの取組の活用を努めること。

④ 森林の集積・集約化の推進について

県、市町村を除く事業実施主体は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととする。

(3) その他

① 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

② 機種が、プロセッサ、フェラーバンチャ、ハーベスタ、フォーク収納型グラブパケット(フェリングヘッド付きを含む。)及びマルチャーの場合は、ヘッドのみの導入も対象とする。

③ 【造林保育型】を実施するに当たっては、主伐と再造林の両方を一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。また、主伐と再造林のどちらか一方のみを行う場合は、もう一方を行う他の者との連携協定等により一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。

④ 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。

- ・四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。
- ・積載量は2 t以上4 t未満であること。
- ・排気量は4,000cc以上であること。
- ・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。
- ・最小回転半径は6 m以下であること。
- ・LSD(リミテッド・スリップ・デフ)又はLSDと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。
- ・1速の総減速比(1速の変速比×最終減速比)が29.5以上であること
- ・リヤデフまでの高さ(最低地上高)が160mm以上であること。
- ・荷台は林業用に架装していること。

イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

- ・車体に法人名等が印刷されていること。
- ・運行記録、業務日報が整備されていること。
- ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。

なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

⑤ IoTハーベスタについては、データと連携した作業指示や造材した丸太のデータ(径級、長さ、材積、造材位置等)をインターネット等を介して共有できる機能を備えた機種であること。

⑥ 林業用資材運搬ドローンについては、1回あたりの運搬可能重量がおおむね10kg以上であること。

⑦ 【素材生産型】については、導入機種の選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通し等を明らかにすること。

附表1-2

2 林業・木材産業循環成長対策事業【木材加工流通施設等の整備】

【木材加工流通施設整備】 事業内容：需要動向に的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、木材加工流通施設の整備を行う

目標	メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	交付率（以内）	事業実施主体							備考		
							① 市町村	② 森林組合※ 1	③ 会 森林組合連 合	④ 林業者等 の組織※ 2	⑤ 地方公共 法人等 ※3 セクター 1	⑥ 組 木 材 組 織 者 等 の 連 結 者 等 ※ 4	⑦ 地 域 材 を 利 用 す る ※ 5			
林業・木材産業の生産基盤強化	木材加工流通施設等の整備	07木材加工流通施設整備	木材処理加工施設※6	木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・単板加工施設装置、プレカット加工施設装置、チップ加工施設装置、大径材製材施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設装置、新しい木材活用のための加工供給施設装置、直交集成材加工施設装置	○	国	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2			
							※8	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100			
			木材集出荷販売施設※7	木材集出荷販売施設装置、木材集出荷用機械（原木輸送用トラックを除く）		国	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2		1/2	
						県	-	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100			
				木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）		国	-	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3			
						県	-	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100			

(1) 採択基準

① 受益範囲において、当該施設の地域材利用（加工、流通、乾燥、JAS構造用製材）量若しくは製材の生産性若しくは乾燥材の割合等の目標が原則として県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること又は当該施設と一体となる加工施設等について採択基準の①を満たしていること。（環境対策等の施設については、県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。）

ただし、受益範囲において、当該施設の地域材利用（加工、流通、乾燥、JAS構造用製材）量の現状値（直近3ヶ年の平均値）が100,000m<sup>3</sup>以上の場合においては、上記の目標または、次の目標のいずれか満たせば良いものとする。

ア 地域材利用量の現状値が100,000m<sup>3</sup>以上200,000m<sup>3</sup>未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を10,000m<sup>3</sup>以上とすること。

- イ 地域材利用量の現状値が200,000m<sup>3</sup>以上300,000m<sup>3</sup>未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を20,000m<sup>3</sup>以上とすること。
- ウ 地域材利用量の現状値が300,000m<sup>3</sup>以上の場合、地域材利用量の目標値の増加量を30,000m<sup>3</sup>以上とすること。
- ② 次のいずれかの構想等（以下「広域流通構想等」という。）の目標達成に資する施設となっていること。
  - ア 平成28年3月29日付け27林政産第144号農林水産事務次官依命通知による改正前の林産物供給等振興対策事業実施要綱に定める広域流通型流通体制構築事業における広域流通構想（当該事業終了後に引き継がれた構想を含む。）又は地域循環型流通体制構築事業における地域循環構想（当該事業終了後に引き継がれた構想及びこれに準ずるものを含む。）
  - イ 国交付要綱の別表2の1に掲げる対策における事業構想
  - ウ 木材安定供給確保事業に関する計画（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）に規定する木材安定供給確保事業に関する計画をいう。）
- ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ④ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ⑤ 施設等の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材（梁及び桁）及び土台については、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）の規定に基づき格付けがされたものかつ地域材を使用すること。  
なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性確認証明木材等を使用すること。  
その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用すること。
- ⑥ 施設の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。  
なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあっては、この限りでない
- ⑦ 木材集出荷用機械のうち、原木輸送用トラックの導入にあたっては、次に掲げる基準を満たすものであること。
  - ア 原木輸送用に架装された積載量10t以上のトラックであること。
  - イ 運行記録、業務日報を整備すること。
  - ウ 車体への補助金名、法人名を明示すること。
  - エ 原木輸送用トラック1台導入する毎に、事業実施主体の地域材利用量(流通量)の目標値の増加量を5,000m<sup>3</sup>以上とすること。

## (2) 細則

### ① 事業実施主体について

#### ア 森林組合（※1）

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業実施主体となる場合は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県知事が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和13年3月31日までににおいては、令和3年3月16日付け改正前の「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）Ⅱ-2-4に基づき、令和2年度までに知事により中核組合に認定された森林組合を含む。）に限るものとする。

#### イ 林業者等の組織する団体（※2）

次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当する団体とし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

(ア) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

#### ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

(ア) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が

主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

(イ) 事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

#### エ 木材関連業者等の組織する団体（※4）

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

#### オ 地域材を利用する法人（※5）

(ア) 林業・木材産業及び建築業並びに輸送業（登記簿の事業目的に原木輸送を主とする旨の記載がある場合に限る。）を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 施設費により整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

(エ) 被災施設等の再整備にあつては、(ア) から (ウ) までの規定は適用せず、法人格のない事業実施主体についても、別途必要性を協議のうえ対象とすることができるものとする。

カ 木材加工流通施設整備（ただし、貯木場等の木材加工に供しない施設等の整備を除く。）により、以下の(ア) から(キ) までに掲げる構造材製品を製造する事業実施主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

(ア) 製材の日本農林規格（令和7年農林水産省告示第195号）に規定する構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る。）

(イ) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(ウ) 集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(エ) 直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する直交集成板

(オ) 単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材

(カ) 構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル

(キ) 合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板及び化粧ばり構造用合板

キ 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

ク 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

ケ 事業実施主体は、木安法第4条に規定する事業計画の認定を受けるよう努めるとともに、クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。

#### ② 安定的な地域材利用について

ア 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う者にあつてはこの限りでない。

イ プレカット事業者及び運送事業者においては地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木運搬を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。

③ 木材処理加工施設の整備を行う事業について（※6）

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。

④ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、あらかじめ、受益の範囲内で関係者との調整を行ったうえで計画するものとする。（※7）

⑤ 市町村が事業実施主体となるのは、貸付に係る木材処理加工施設に限る。（※8）

⑥ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。

ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付高次加工施設」という。）

イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシソ対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付環境対策施設」という。）

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（⑦及び⑧において「利用者」という。）は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定すること。

また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うこと。

エ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすること。

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（県等による補助金を含む。））／耐用年数×年間管理費」以下であること。

カ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定すること。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

ク 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めること。

ケ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

⑧ ⑥のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業実施主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑦のエからケまでに準じる。

⑨ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時まで協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを添付すること。

- ⑩ 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努める場合には、様式5の（付表3）にその詳細を記載し、事業計画の提出時に併せて添付すること。
- ⑪ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。
- ⑫ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。
- ⑬ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（付表4）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。
- ⑭ 収支を伴う施設について  
表中の収支を伴う施設に該当する施設は、国実施要領様式7の1の3の（2）の（注）1を参照のこと。
- ⑮ 森林の集積・集約化の推進について  
市町村を除く事業実施主体は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととする。
- ⑯ 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者等を除く）は、原木供給者（市場等を除く）からの要請に応じて、又は定期的に原木価格の協議の実施に努めること。

（3）その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

【森林バイオマス等活用施設整備】 事業内容：森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う

目標	メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	交付率（以内）	事業実施主体								備考
							① 市町村	② 森林組合※1	③ 生産森林組合	④ 森林組合連合会	⑤ 林業者等の組織する団体※2	⑥ 地方公共団体等（※3）※3セクが出資する法人等	⑦ 木材関連事業者等の組織※4	⑧ 地域材を利用する法人※5	
林業・木材産業の生産基盤強化	木材加工流通施設等の整備	08森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置、森林資源再処理施設装置、森林バイオマス再利用促進用機械	○	国	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
			県	—		5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100			
			国	—		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2			
			県	—		5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100			
			木質エネルギー等利用促進施設※6	木質エネルギー等利用促進施設装置、木質エネルギー等利用促進用機械											

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること。（環境対策等の施設については、県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。）
  - ② 広域流通構想等の目標達成に資する施設となっていること。
  - ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
  - ④ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
  - ⑤ 施設等の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。
- なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。

(2) 細則

- ① 事業実施主体について
  - ア 森林組合（※1）
 

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のアに準ずる。
  - イ 林業者等の組織する団体（※2）
 

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のイに準ずる。
  - ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）
 

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のウに準ずる。
  - エ 木材関連事業者等の組織する団体（※4）
 

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人（※5）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のオに準ずる。

カ 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、【木材加工流通施設整備】の（2）の②に準ずる。

③ 施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。（※6）

ア 既存又は新設の製材施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。

イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。

④ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、【木材加工流通施設整備】の細則の⑥のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、【木材加工流通施設整備】の細則の⑦又は⑧の要件を原則として満たすものとする。

⑤ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時までには協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを添付すること。

⑥ 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努める場合には、国実施要領様式5の（付表3）にその詳細を記載し、事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑦ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑧ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

⑨ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（付表4）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑩ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、国実施要領様式7の1の3の（2）の（注）1を参照のこと。

⑪ 森林の集積・集約化の推進について

【木材加工流通施設整備】（2）の⑮に準ずる。

⑫ 【木材加工流通施設整備】（2）の⑯に準ずる。

（3）その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

附表1-3

3 林業・木材産業循環成長対策事業【木質バイオマス利用促進施設の整備】

【未利用間伐材等活用機材整備】

事業内容：未利用間伐材・林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備（貸付用機材の導入を含む。）を行う事業とする。

【木質バイオマス供給施設整備】

事業内容：未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業とする。

【木質バイオマスエネルギー利用施設整備】

事業内容：未利用木質資源を燃料として利用するために必要な施設の整備を行う事業とする。

目標	メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	交付率（以内）	事業実施主体															備考
							① 市町村	② 森林組合※1	③ 森林組合連合会	④ 農業協同組合	⑤ 農業協同組合連合会	⑥ 農事組合法人	⑦ 漁業協同組合	⑧ 漁業協同組合連合会	⑨ 林業者等の組織する団体※2	⑩ 地方公共団体等※3	⑪ 木材関連事業者等の組織※4	⑫ PFI事業者	⑬ 社会福祉法人	⑭ 一部事務組合	⑮ ※民5間事業者等	
林業・木材産業の生産基盤強化	木質バイオマス利用促進施設の整備	09未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材	-	国	1/2	1/2	1/2	-	-	-	-	-	1/2	-	1/2	1/2	-	-	1/2	被災施設等の再整備についても本表を適用する。
		10木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械	○	国	1/3	1/3	1/3	-	-	-	-	-	1/3	1/3	1/3	1/3	-	-	1/3	1 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合にあっては、交付率は1/2以内とする（備考2に規定する場合は除く）。※7 2 木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下、「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下、「供給施設」という。）の交付率は以下(1)～(3)のとおり。
		11木質バイオマスエネルギー利用施設整備※6	木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	-	国	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	(1)発電施設が地域活用要件※8の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は、1/2以内。 (2)発電施設が地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合は15%以内。 (3)上記以外の場合は1/3以内。
						県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						国	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	3 被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。
						県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が県の目標値の伸び率以上であること、又は未利用木質資源の利用促進に関する県の目標値の達成に必要なことが明らかであること。  
 なお、当該事業における未利用木質資源とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）において定義する「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（ただし、地域の森林由来のものに限る。）に該当するものとする。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。ただし、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1事業費の基準は設けないものとする。
- ④ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の地域材使用量を回復し、被災した地域における木質バイオマスの利用促進に必要な施設の再建に取り組むものであることとし、①の規定は適用しない。
- ⑤ 未利用間伐材等活用機材整備については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある未利用間伐材等活用機材（以下「既整備未利用間伐材等活用機材」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により未利用間伐材等活用機材を導入することは、原則として、既整備未利用間伐材等活用機材の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオに該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。  
 ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が、既整備未利用間伐材等活用機材を整備した事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。  
 ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が著しく低い値となっている場合

については、既整備未利用間伐材等活用機械導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

- イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備未利用間伐材等活用機械における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。
- ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。
- エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること。
- オ 資金の調達が確実であること。

## (2) 細則

### ① 事業実施主体について

#### ア 森林組合（※1）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のアに準ずる。

#### イ 林業者等の組織する団体（※2）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のイに準ずる。

#### ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のウに準ずる。

#### エ 木材関連業者等の組織する団体（※4）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のエに準ずる。

#### オ 民間事業者等（※5）

次の（ア）又は（イ）の要件を満たす者とする。

（ア）バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が、策定されている又は策定されることが確実と見込まれる（ただし、木質バイオマス供給施設等が設置される

県又は市町村において、木質バイオマスの利活用の推進のために具体的な目標を伴った計画等が策定されている場合は、それをもって代えることができる。）地域において、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に活用することを目的として木質バイオマスのエネルギー利用又はマテリアル利用の推進に取り組む事業者であること。

（イ）森林所有者等と未利用間伐材等の安定的な需給に関する取引協定を締結する等により木質バイオマスの利活用に取り組み、当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める

未利用間伐材等の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラム等の県が作成する計画等に記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者等であること。

なお、木質バイオマス安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めるものとする。

#### カ 木質バイオマス供給施設整備については、事業実施主体は、クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。

未利用間伐材等活用機械整備及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備については、事業実施主体は、同法同条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

### ② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。

### ③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設とすること。また、枝葉・短尺材又はこれらに由来する燃料の利用に努めること。

### ④ 事業費が2億円以上の新設の事業については、県は、県附帯事務費を活用し、地域の既存の木質バイオマス利用促進施設を含む関係者に対して、当該事業の木質バイオマス調達等の計画内容を情報提供するとともに、

当該計画に関する地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこととする。

### ⑤ 未利用間伐材等活用機械整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

#### ア 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

#### イ 事業実施主体は、施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。

#### ウ 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者（オにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

#### エ 事業実施主体が年間に受領する貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（県等による補助を含む。））/耐用年数×年間管理費）」以下であること。

#### オ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

#### カ 協定等により製造する燃料等の出荷先が確保されていること。

### ⑥ 木質バイオマス供給施設整備において、住宅用及び業務用（非産業用）の木質ペレットを供給することを主な目的とする場合は、木質ペレット燃料の日本農林規格（JAS 0030）（令和5年農林水産省告示第741号）の認証を取得していること、又は取得に向けた計画を有すること。

### ⑦ 木質バイオマス供給施設整備において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設への供給を主な目的とする場合は、枝葉・短尺材をおおむね1割以上利用する施設とすること。

### ⑧ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラーの導入に当たっては、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年2月18日政令第43号）による規制緩和を踏まえた効率的な機種選定を実施し、徹底した事業費の縮減を図ること。

### ⑨ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における発電施設の導入に当たっては、熱電併給を行う施設とすること。

### ⑩ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備において、事業実施主体は煙や騒音等による周辺地域への影響に配慮すること。

### ⑪ 本事業を実施するために知事が定める事業計画は、バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想等と整合が図られているものとする。

### ⑫ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、国実施要領様式7の1の3の（2）の（注）1を参照のこと。

### ⑬ 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組は、次のいずれかに該当する取組とする。（※7）

#### ア 「地域内エコシステム」の構築に資する取組

地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用するものとし、県実施要領別記6の様式第1号の4にその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。

#### イ 「バイオマス産業都市構想」に基づく取組

#### ウ 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」のマスタープランに基づく取組

### ⑭ 「地域活用要件」は次のア、イのいずれかの条件を満たすものとし、県実施要領別記6の様式第1号の5にその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。（※8）

#### ア 「自家消費型・地域消費型」

次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこと。

(ア) 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画(以下、「発電事業計画」という。)に係る再生可能エネルギー発電施設により発電される電力量の少なくとも30%を自家消費すること。すなわち、70%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

(イ) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者、小売供給する電力量の50%以上を県内へ供給するものであること。

(ウ) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電力量の少なくとも10%を自家消費、すなわち90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

イ 「地域一体型」

次の(ア)~(ウ)のいずれかを満たすこと。

(ア) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義(第三者との共同名義含む)の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。

(イ) 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するものであること。

(ウ) 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に、当該発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するものであること。

⑮ 市町村等を除く事業実施主体は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

附表1-4

4 林業・木材産業循環成長対策事業【特用林産振興施設等の整備】

事業内容:特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

目標	メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	交付率（以内）	事業主体												備考		
							① 市町村	② 1 森林組合※	③ 合生産森林組	④ 合森林組合連	⑤ 合農業協同組	⑥ 合農業協同組	⑦ 人農事組合法	⑧ 2 織林業者等の組	⑨ 3 地方公共団体等※	⑩ 4 地産材法人等※	⑪ 5 きのこ原木等※	⑫ 6 特認団体※			
林業・木材産業の生産基盤強化	特用林産振興施設等の整備	11特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基盤整備※8	特用樹林造成、山菜・薬草等造成、作業道等整備、ほだ場等造成	-	国	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2			
							県	-	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	-		5/100	5/100
			特用林産物生産施設※7、10	特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械	○	国	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
						県	-	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	
			特用林産物加工流通施設※7、9、10	特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械	国	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
					県	-	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	
			廃菌床等活用施設	廃菌床等活用施設装置、廃菌床等活用機械	国	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	1/2		
					県	-	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	-	-	5/100		
			特用林産物獣害対策施設	特用林産物防護施設装置	国	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	1/2		
					県	-	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	-	-	5/100		

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること。ただし、きのこ原木等生産者が事業実施主体となる場合、「当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」を「きのこ原木等の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」と読み替えるものとする。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

【木材加工流通施設整備】の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体（※2）

林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。以下同じ。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

林業を営む者、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住するものに限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

エ 地域材を利用する法人（※4）

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 木材安定取引協定（竹材の安定取引協定を含む。この項において以下同じ。）等の締結等に基づき、一定量の地域材（竹材を含む。この項において以下同じ。）の利用の増大を目的とするものとする。

(ウ) 施設費により整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者に読み替える。

オ きのこ原木等生産者（※5）

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産に必要なきのこ原木やおが粉等の生産を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる事業者とする。

(イ) 1者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等を年間概ね100m<sup>3</sup>（丸太換算）以上供給する協定等を締結すること。

(ウ) 木材安定取引協定等の締結に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(エ) 施設費により整備する施設の受益戸数は、(イ)及び(ウ)に定める協定等の締結者に読み替える。

カ 特認団体（※6）

次のいずれかの者とする。

(ア) 工種ごとの事業実施主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

(イ) その他事業目的に資するものとして事業実施主体から協議のあった団体

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備の全ての事業実施主体について（※7）

(ア) 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、きのこの原木やおが粉等の原料となる地域の木材（以下「地域の木材」という。）を年間概ね100m<sup>3</sup>（竹材は概ね30t）以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

(イ) 原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。（※8）

ア 特用樹林造成及び山菜・粟草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ha以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ha以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ha以上、桐：2ha以上、竹：2ha以上、その他：1ha以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。（※9）

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う事業については、木材安定取引協定等の締結等に基づき、5年以上の期間、

地域の木材を年間概ね100m<sup>3</sup>（竹材は概ね30 t）以上利用するために必要な施設とする。（※10）

- ⑤ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができることとする。  
施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。
  - イ 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある林業事業体であること。
  - ウ 受益戸数は、原則として5以上の林業を営む者であること。
  - エ 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。
  - オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費一補助金）／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
  - カ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施すること。
  - キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。
  - ク 事業実施主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。  
なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。
- ⑥ 収支を伴う施設について  
表中の収支を伴う施設に該当する施設は、国実施要領様式7の1の3の(2)の(注)1を参照のこと。
- ⑦ 受益戸数は、5以上とする。なお、事業実施主体が地域材を利用する法人又はきのこ原木等生産者である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。
- (3) その他  
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

附表 1 - 5

5 林業・木材産業循環成長対策事業【木造公共建築物等の整備】

【木造公共施設整備】 事業内容：地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備

目標	メニュー	事業種目	事業内容	工種	取 支 を 伴 う 施 設	交 付 率 ( 以 内 )	事業実施主体				備 考
							① 市 町 村	② す 地 方 法 公 共 団 体 が 出 資	③ 地 方 公 共 団 体 の 組 合	④ 整 と そ 他 主 体 の 政 令 共 同 で 施 設 め の る	
林業・木材産業の生産基盤強化	木造公共建築物等の整備	13木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設、木製外構施設、 附帯施設	-	国	15%	15%	15%	15%	<p>ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いもの等として交付率を1/2以内とする。</p> <p>①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物</p> <p>②耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物</p> <p>③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物</p> <p>④激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（※）</p> <p>（※ ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。）</p> <p>被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。</p>
						県	-	-	-	-	
				木質内装	-	国	3.75%	3.75%	3.75%	3.75%	
県	-	-	-	-	-						

(1) 採択基準

- ① 木造公共施設にあつては、原則として、面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること、かつ延べ面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。木質内装にあつては、対象施設の延べ面積が300㎡以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300㎡以上であり、そのうち地域材が50%以上

使用されること。

- ② 木造公共施設にあっては、原則として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、JAS法の規定に基づき、製材の日本農林規格又は枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。
- ③ 事業実施主体は、木造公共施設にあっては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあっては、木質内装の整備後に、県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義や、選定経営体の取組等についての普及啓発活動を行うこと。
- ④ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合においては、以下について事業実施主体へ確認・周知を行い、適切な執行に努めること。
  - ア 該当する木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であることが事業計画等により明らかであること。
  - イ 支援の対象となった資材等については、当初の事業計画等に基づき、該当する木造公共施設の整備に必ず使用すること。
- ⑤ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。
- ⑥ 被災施設等の再整備を行う場合の1事業費は、木造公共施設、木製外構施設及び付帯施設にあっては、おおむね500万円以上とし、木質内装にあってはおおむね100万円以上とする。
- ⑦ 被災施設等の再整備にあっては、地域材利用量を回復し、被災した地域における木造公共建築物等の再建に取り組むものであることとし、補修、修理である場合、又は被災した木造公共建築物等の木造部の延べ面積が300m<sup>2</sup>未満（木質内装事業においては木質内装面積300m<sup>2</sup>未満）である建築物等を再整備する場合は、①及び③の規定は適用しない。

## （2）細則

- ① 事業実施主体について
  - ア 地方公共団体が出資する法人（※1）

地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。
  - イ その他政令で定めるところの公共施設の整備主体（※2）

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。
- ② 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品の使用については、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は適用しないこととする。
  - ア 建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設
  - イ 離島等JAS製材品を調達することが困難な地域で整備する施設
  - ウ 大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であって、JAS製材品として生産されていない場合
  - エ 国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合
- ③ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品（「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く。）については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。
- ④ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品については、その使用量を県実施要領第7の達成状況報告と併せて報告すること。
- ⑤ この事業において整備する施設において使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性確認証明木材等を使用することとし、事業実施主体は、地域材及び合法性確認証明木材等の使用量について、県実施要領第7の達成状況報告と併せて報告すること。なお、製材等の再利用にあたっては、再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用することとし、再利用にあたっては、原則として再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。なお、事業実施主体は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあっては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあっては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度6月末までに報告すること。
- ⑥ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者（事業実施主体と請負等の契約等を行い工事を行う者（以下「受注者」という。）及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者（いわゆる下請（二次下請以降も含む）業者）のうち地域材の調達に関わる者を含む。）については、クリーンウッド法に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」（事業完了時までに新たに登録を行った場合を含む。）とするよう努めるものとする。なお、事業実施主体は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者の登録実施機関への登録状況（登録番号等）について、事業完了の翌年度6月末までに報告すること。

- ⑦ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、次のア及びイのとおりとする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。
- ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者が年間延べ1,000人以上利用することが見込まれる施設とし、次の用途に係る施設を除くものとする。
- （ア）庁舎（執務室等）、（イ）営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）、（ウ）個人の財産となる施設
- イ 事業評価の事前評価において、費用対効果分析による効果の測定等を行い、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上の施設であること。（費用対効果分析については、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領による。）
- ⑧ 事業実施主体は、本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう努めるものとし、国実施要領第2の6に規定する事業計画に、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を取りまとめて添付するとともに、当該指標の状況について、国実施要領第6の2の（2）の個別指標の達成状況報告の調査初年度から目標年度まで、達成状況報告と併せて報告すること。
- ⑨ 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。
- ⑩ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次のアからエまでのとおりとする。
- ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は国実施要領別紙1の1の（9）のとおりとする。
- イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は国実施要領別紙1の1の（9）のうち非木造部分と共用する部分（基礎等）を除く経費とする。
- ウ 構造耐力上主要な部分のうち、部分単位（屋根・壁・床等）で木造部分と非木造部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。
- エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は国実施要領別紙1の1の（9）のとおりとする。
- ⑪ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。
- ⑫ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費（国実施要領別紙1の1の（9）参照）を対象としたものであることに留意すること。
- ⑬ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費（国実施要領別紙1の1の（9）参照）を試算し交付対象経費とすること。
- ⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市区町村方針の作成が行われていること。
- ⑮ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時までに協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを提出すること。
- ⑯ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。
- ア 県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。
- イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。
- ウ 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の4省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。
- ⑰ 木造公共建築物の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。
- ⑱ 事業実施主体及び県は、木材利用の波及効果・展示効果を高めるため、以下の項目について、事業完了の翌年度6月末までにホームページへの掲載等により公表を行うものとする。
- ア 整備した施設の概要
- イ 木材利用による炭素貯蔵量
- ウ 設計者、施工者、製材工場等からなる地域材調達等の連携体制
- ⑲ 事業実施主体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「特定排出者」である場合は、⑱のイについて、同法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において報告すること。
- ⑳ 事業実施主体（都道府県、市町村等の公的機関以外の事業実施主体にあつては、当該建築物が所在する都道府県）は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化の推進に関わることとする。
- (3) その他  
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

附表 1 - 6

6 林業・木材産業循環成長対策事業【木材流通施設復旧対策】

【木材流通施設復旧対策】

事業内容：被災した木材加工流通施設等の再整備に対する支援に緊急的に取り組み、被災地域における地域材の安定的な供給体制の回復及び生業の再建を図る。

目標	メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	交付率（以内）	事業実施主体							備考
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
							市町村	森林組合※1	会 森林組合連合	林業者等※2の組織する	3 3 出資する公共団体等※第4	組 木材に関する連関業者等※4	法 地域材※5を利用する	
被災施設等の再整備による木材の安定供給	木材加工流通施設等の再整備	木材加工流通施設再整備	木材処理加工施設※6	木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・単板加工施設装置、プレカット加工施設装置、チップ加工施設装置、大径材製材施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設装置、新しい木材活用のための加工供給施設装置、直交集成板加工施設装置	○	国	1/2※8	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
			木材集出荷販売施設※7	木材集出荷販売施設装置、木材集出荷用機械（原木輸送用トラックを除く）	国	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
			木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）	国	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2		

(1) 採択基準

① 機能要件

ア 木材加工流通施設等の再整備

被災前の生産能力に回復し、被災した地域における地域材の安定的な供給体制の回復及び生業の再建に取り組むものであること。

② その他の要件

ア 事業実施主体が令和6年1月1日以降に自力で着手したものにあっては、必要最小限の内容でその効果が十分に発揮されると認められるものであること。

イ 再整備を行う木材加工流通施設等の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等を踏まえ、適切であると認められるものであること。

ウ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。ただし、点検及び修理のみを行う場合は、1事業費の基準は設けないものとする。

③ 木材集出荷用機械のうち、原木輸送用トラックの導入にあたっては、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 原木輸送用に架装された積載量10t以上のトラックであること。

イ 運行記録、業務日報を整備すること。

ウ 車体への補助金名、法人名を明示すること。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体（※2）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体（※4）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人（※5）

【木材加工流通施設整備】の（2）の①のオに準ずる。

カ 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

キ 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

② 安定的な地域材利用について

ア 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う者にあつてはこの限りでない。

イ プレカット事業者及び運送事業者においては地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木運搬を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。

③ 木材処理加工施設の整備を行う事業について（※6）

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。

④ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、あらかじめ、受益の範囲内で関係者との調整を行ったうえで計画するものとする。（※7）

⑤ 市町村が事業実施主体となるのは、貸付に係る木材処理加工施設に限る。（※8）

⑥ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。

ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付高次加工施設」という。）

イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であつて、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付環境対策施設」という。）

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定すること。

また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うこと。

エ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすること。

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（県等による補助金を含む））／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定すること。  
なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

ク 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めること。

ケ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

⑧ ⑥のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業実施主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑦のエからケまでに準じる。

⑨ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時までには協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを添付すること。

⑩ 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努める場合には、様式5の（付表3）にその詳細を記載し、事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑪ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（附表4）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること

⑫ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、国実施要領様式7の1の3の（2）の（注）1を参照のこと。



(1) 採択基準

① 機能要件

被災前の生産能力に回復し、被災した地域におけるきのこの生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであること。

② その他の要件

ア 事業実施主体が令和6年1月1日以降に自力で着手したものにあっては、必要最小限の内容でその効果が十分に発揮されると認められるものであること。

イ 再整備を行うきのこ生産施設等の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等を踏まえ、適切であると認められるものであること。

ウ 1事業費は、生産資材を除き、おおむね100万円以上とする。ただし、点検及び修理のみを行う場合は、この限りでない。

エ 生産資材の導入に当たっては、補助対象事業費は実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。

オ 園芸施設共済の引受対象となる施設を再整備する場合にあっては、当該施設について、再度の自然災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中及び災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するように努めるものとする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

【木材加工流通施設整備】の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体（※2）

林業を営む者（きのこの生産を行う者を含む。以下同じ。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、きのこの生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、きのこ生産に係る施設を整備する場合に限るものとする。林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

林業を営む者、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、きのこの生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、きのこ生産に係る施設を整備する場合に限るものとする。

エ 地域材を利用する法人（※4）

次の（ア）から（ウ）までの要件を満たすものとする。

（ア）きのこの生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

（イ）木材安定取引協定（竹材の安定取引協定を含む。この項において以下同じ。）等の締結等に基づき、一定量の地域材（竹材を含む。この項において以下同じ。）の利用の増大を目的とするものとする。

（ウ）施設費により整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者に読み替える。

オ きのこ原木等生産者（※5）

次の（ア）から（エ）までの要件を満たすものとする。

（ア）きのこの生産に必要なきのこ原木やおが粉等の生産を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる事業者とする。

（イ）1者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等を年間概ね100m<sup>3</sup>（丸太換算）以上供給する協定等を締結すること。

（ウ）木材安定取引協定等の締結に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

（エ）施設費により整備する施設の受益戸数は、（イ）及び（ウ）に定める協定等の締結者に読み替える。

カ 特認団体（※6）

次のいずれかの者とする。

（ア）工種ごとの事業実施主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

（イ）その他事業目的に資するものとして事業実施主体から協議のあった団体

② きのご生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。（※7）

ア 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

（ア）作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのご：伏込地又はほだ場が1ha以上、なら・くぬぎ・きのご原木等：3ha以上、桐：2ha以上、竹：2ha以上、その他：1ha以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

（イ）モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ きのご加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。（※8）

④ きのご生産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができることとする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある林業事業体であること。

ウ 受益戸数は、原則として5以上の林業を営む者であること。

エ 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－交付額（県等による補助を含む。））／施設の耐用年数×年間管理費」以下であること。

カ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施すること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

ク 事業実施主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

⑤ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、国実施要領様式7の1の3の(2)の(注)1を参照のこと。

⑥ 受益戸数は、5以上とする。なお、事業実施主体が地域材を利用する法人又はきのご原木等生産者である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

附表 2

林業・木材産業循環成長対策事業の事業種目等

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位		
					A	B	
01間伐材生産	間伐材生産	不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備			箇所	ha	
	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		※具体名	箇所 箇所 路線	ha ha m 式 —	
02路網整備・機能強化	林業専用道（規格相当）の整備	林業専用道（規格相当）の整備（A区分） 林業専用道（規格相当）の整備（B区分） 林業専用道（規格相当）の整備（C区分） 補強 点検診断				m m m 箇所 箇所	
	森林作業道の整備	森林作業道の整備 補強				m 箇所	
	林道等の機能強化	機能強化（単独型） 機能強化（一体型）				箇所 箇所	
	森林作業道の機能強化					箇所	
	林業専用道（規格相当）の復旧					箇所	
						箇所	
03低コスト再造林対策	低コスト造林の支援	一貫作業システム 低コスト造林 下刈り			箇所	ha	
	機械器具の整備	機械器具の購入・賃借・運送料 その他		※具体名		式 —	
	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 再造林推進に向けた長期受委託契約や基金造成等の事務経費等 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		※具体名	箇所 箇所 路線	ha ha 式 m 式 —	
先進的な林業機械等の整備のうち 04林業機械作業システム整備	林業機械導入【造林保育型】	先進的な林業機械等	下刈り作業車 遠隔操作下刈り作業車 林業用資材運搬ドローン その他	※具体名		台 台 台 —	
		広域利用林業機械	下刈り作業車 遠隔操作下刈り作業車 林業用資材運搬ドローン その他	※具体名		台 台 台 —	
		単独・広域併用機械	下刈り作業車 遠隔操作下刈り作業車 林業用資材運搬ドローン その他	※具体名		台 台 台 —	
	林業機械導入【素材生産型】	先進的な林業機械等	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ IoTハーベスタ 遠隔操作伐倒機械 フェラーパンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラップルバケット ロングリーチグラップル フォワーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他		※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 m —
		広域利用林業機械	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ IoTハーベスタ 遠隔操作伐倒機械				台 台 台 台











